



# 長野県報

3月31日(火)  
平成21年  
(2009年)  
号外

## 目次

### 規 則

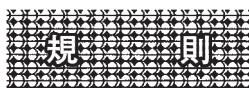
地方事務所の設置に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（行政改革課）	2
長野県組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）	4
事務処理規則の一部を改正する規則（行政改革課）	15
職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	23

### 告 示

海外引揚者等援護事業補助金交付要綱の一部改正（地域福祉課）	24
-------------------------------	----

### 訓 令

職員の勤務成績評定に関する規程の一部改正（人事課・行政改革課）	25
財務規則第2条に定める課又は所の職員を長野県事務吏員又は長野県職員に任命の一部改正（人事課）	31
財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正（人事課）	31
長野県職員服務規程の一部改正（人事課）	31
職員を長野県選挙管理委員会の書記等に充てるための訓令の一部改正（人事課）	35
職に関する任免の一部改正（人事課）	35
長野県組織規則に定める本庁内部部局又は現地機関における兼務に関する規程の一部改正（人事課）	35
企業出納員の任免の一部改正（人事課）	41
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正（人事課）	41
長野県文書規程の一部改正（情報公開・私学課）	45
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正（行政改革課）	45
長野県立学校職員服務規程の一部改正（高校教育課・特別支援教育課）	48



地方事務所の設置に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

### 長野県規則第31号

地方事務所の設置に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(消費生活協同組合法施行細則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「(市にあつては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所、東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあつては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所)」を削る。

- (1) 消費生活協同組合法施行細則(昭和23年長野県規則第61号)第4条第1項
- (2) 消防法施行細則(昭和35年長野県規則第44号)第6条
- (3) 農業協同組合法施行細則(昭和37年長野県規則第45号)第22条
- (4) 災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則(昭和38年長野県規則第54号)第11条
- (5) 県営住宅等の管理に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)第25条
- (6) 土地改良財産の管理等に関する規則(昭和45年長野県規則第49号)第35条
- (7) 林業種苗法施行細則(昭和46年長野県規則第1号)第6条
- (8) 地方卸売市場等に関する条例施行規則(昭和46年長野県規則第79号)第19条
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)第7条
- (10) 公害の防止に関する条例施行規則(昭和48年長野県規則第7号)第29条第2項
- (11) 建築士法施行細則(昭和50年長野県規則第16号)第43条
- (12) 長野県自然環境保全条例施行規則(昭和54年長野県規則第30号)第47条
- (13) 家畜改良増殖法施行細則(昭和58年長野県規則第43号)第5条
- (14) 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第26号)第3条第1項及び第12条
- (15) 浄化槽法施行細則(昭和60年長野県規則第33号)第3条第1項

(家畜商法に基づき提出する書類の経路に関する規則の一部改正)  
第2条 家畜商法に基づき提出する書類の経路に関する規則(昭和24年長野県規則第96号)の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

家畜商法(昭和24年法律第208号)、家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)及び家畜商法施行規則(昭和37年農林省令第4号)の規定に基づき知事に提出する書類は、所轄地方事務所長を経由

しなければならない。

(水産業協同組合法施行細則等の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「(市にあつてはその市に所在する地方事務所長。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所長、東御市にあつては上小地方事務所長、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所長、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所長、塩尻市及び安曇野市にあつては松本地方事務所長、須坂市及び千曲市にあつては長野地方事務所長、飯山市にあつては北信地方事務所長)」を削る。

- (1) 水産業協同組合法施行細則(昭和25年長野県規則第14号)第16条第1項
- (2) 森林法施行細則(昭和35年長野県規則第25号)第19条(通訳案内士法に基づき提出する書類の経路に関する規則の一部改正)

第4条 通訳案内士法に基づき提出する書類の経路に関する規則(昭和26年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

通訳案内士法(昭和24年法律第210号)及び通訳案内士法施行規則(昭和24年運輸省令第27号)の規定に基づき知事に提出する書類は、すべて住所地を管轄する地方事務所長を経由しなければならない。

(牧野法施行細則の一部改正)

第5条 牧野法施行細則(昭和26年長野県規則第76号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(書類の経路)

第5条 法及び規則並びにこの細則の規定により知事に提出する書類はすべて当該牧野の所在地を管轄する地方事務所長を経由しなければならない。

(森林病虫害等防除法施行細則等の一部改正)

第6条 次に掲げる規則の規定中「(市にあつては、その市に所在する地方事務所長。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所長、東御市にあつては上小地方事務所長、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所長、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所長、塩尻市及び安曇野市にあつては松本地方事務所長、須坂市及び千曲市にあつては長野地方事務所長、飯山市にあつては北信地方事務所長)」を削る。

- (1) 森林病虫害等防除法施行細則(昭和27年長野県規則第96号)第9条
- (2) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則(昭和42年長野県規則第39号)第4条(養ほう振興法施行細則の一部改正)

第7条 養ほう振興法施行細則(昭和31年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(書類の経路)

第4条 養ほう振興法、施行規則又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、所轄する地方事務所長を経由しなければならない。

(家畜取引法施行細則の一部改正)

第8条 家畜取引法施行細則(昭和31年長野県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(書類の經由)

第5条 法及び家畜取引法施行規則(昭和31年農林省令第43号)並びにこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、所轄地方事務所長を経由しなければならない。

(地すべり等防止法施行細則等の一部改正)

第9条 次に掲げる規則の規定中「(市にあつては、その市に所在する地方事務所長。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所長、東御市にあつては上小地方事務所長、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所長、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所長、塩尻市及び安曇野市にあつては松本地方事務所長、須坂市及び千曲市にあつては長野地方事務所長、飯山市にあつては北信地方事務所長)」を削る。

- (1) 地すべり等防止法施行細則(昭和34年長野県規則第16号)第9条第1号
- (2) 養鶏振興法施行細則(昭和35年長野県規則第62号)第3条
- (3) 水産業協同組合検査規則(昭和39年長野県規則第97号)第10条
- (4) 土地改良法施行細則(昭和40年長野県規則第63号)第33条(建築基準法施行細則の一部改正)

第10条 建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 長野県組織規則の規定に基づき地方事務所に置かれる建築主事は、当該地方事務所の管轄区域内における建築物等に係る法の規定に基づき建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、前項に掲げる事務以外の事務を行うものとする。

第38条第1項を次のように改める。

省令第11条の4第3項の規定により、同条第1項に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書及び全体計画概要書(以下「建築計画概要書等」という。)の閲覧所を、建築計画概要書等に係る建築物等の所在地を管轄する地方事務所に設ける。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第11条 宅地建物取引業法施行細則(昭和40年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

省令第5条の2第1項に規定する書類(以下「名簿等」という。)の宅地建物取引業者名簿閲覧所は、長野県建設部建築指導課及び事務所の所在地を管轄する地方事務所とする。

第10条を次のように改める。

第10条 法、省令、法務建設省令及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、主たる事務所の所在地を管轄する地方事務所長の長を経由しなければならない。

(農業協同組合検査規則の一部改正)

第12条 農業協同組合検査規則(昭和44年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(補則)

第13条 第11条の規定により知事に提出する書類は、県の区域を地区とする組合にあつては直接知事に、その他の組合にあつては主たる事務所の所在地を管轄する地方事務所長を経由するものとする。

(都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

第13条 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則(昭和46年長野県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

省令第38条の規定による開発登録簿の閲覧所は、開発地の所在地を管轄する地方事務所に置く。

(森林組合法施行細則の一部改正)

第14条 森林組合法施行細則(昭和53年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(書類の經由)

第15条 法及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方事務所長の長を経由しなければならない。ただし、県を区域とする組合にあつては、この限りでない。

(貸金業法施行細則の一部改正)

第15条 貸金業法施行細則(昭和58年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第5条中「(当該所在地が市にあつては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所、東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあつては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所)」を削る。

(長野県景観規則等の一部改正)

第16条 次に掲げる規則の規定中「(市にあつては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所、東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあつては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所)」を削る。

- (1) 長野県景観規則(平成4年長野県規則第41号)第3条第2項及び第22条第1項
- (2) 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)第10条
- (3) 長野県環境影響評価条例施行規則(平成10年長野県規則第26号)第64条第1項
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成13年長野県規則第36号)第6条第1項
- (5) 長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則(平成16年長野県規則第47号)第10条

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

行政改革課

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

### 長野県規則第32号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の3—第4条の4」を「第4条の3・第4条の4」に、

「第10款 福祉事務所(第80条・第81条)」を

「第10款 保健福祉事務所(第80条—第81条の3)」

第10款の2 保健所(第81条の4—第81条の7) に、「第10款の3 福祉事務所(第81条の8・第81条の9)」

款の2」を「第10款の4」に、「第81条の2—第81条の4」を「第81条の10—第81条の12」に、「第10款の3」を「第10款の5」に、「第81条の5・第81条の6」を「第81条の13・第81条の14」に、「保健所(第127条—第130条)」を「削除」に、

「第47款 農業総合試験場(第180条—第182条)」を

第47款の2 農事試験場(第183条—第185条)」を

「第47款 農業試験場(第180条—第182条)」に、

「第49款 中信農業試験場(第188条—第190条)」を

第49款の2 南信農業試験場(第191条—第191条の3)」を

「第49款 南信農業試験場(第188条—第190条)」に改める。

第4条の8第1項第5号中「指定統計」を「基幹統計」に改める。

第4条の10第6項を削る。

第9条第2項を次のように改める。

2 税務課に、県税徴収対策室を付置き、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 県税の徴収対策に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 滞納税額が高額又は徴収することが困難である県税(個人県民税を除く。)及びその付帯債権の徴収及び滞納処分に関すること。
- (3) 個人県民税及び個人県民税に係る付帯債権の未収金対策に関すること。

第9条に次の1項を加える。

3 県税徴収対策室に分室を置き、その名称及び位置は次の表のとおりとする。

名称	位置
県税徴収対策室佐久分室	佐久市
県税徴収対策室上伊那分室	伊那市
県税徴収対策室松本分室	松本市
県税徴収対策室長野分室	長野市

第24条第1項第6号中「あん摩マッサージ指圧師」を「あん摩マッサージ指圧師」に、「柔道整復師等」を「及び柔道整復師」に改め、同項第13号中「保健所」を「保健福祉事務所、保健所」に改める。

第28条第8号を同条第9号とし、同条第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 貿易に関すること。

第28条の2第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第30条の2第6号中「労働科学」を「労働統計調査」に改める。

第32条第10号中「農業総合試験場、農事試験場」を「農業試験場」に改め、「中信農業試験場」を削る。

第56条第1項第3号中「地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第13条及び出先機関の統合等に関する条例(昭和61年長野県条例第1号)第1条の規定」を「地方事務所の設置に関する条例(平成20年長野県条例第49号)」に改め、同項第40号を同項第41号とし、同項第26号から第39号までを1号ずつ繰り下げ、同項第25号を削り、同項第24号を同項第26号とし、同項第7号から同項第23号までを2号ずつ繰り下げ、同項第6号中「長野県福祉事務所設置条例(昭和26年長野県条例第56号)」を「保健福祉事務所の設置に関する条例」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 保健福祉事務所の設置に関する条例(平成20年長野県条例第50号)による保健福祉事務所

(7) 保健福祉事務所の設置に関する条例による保健所  
第56条第2項第15号を次のように改める。

(4) 長野県農業試験場

第56条第2項第16号を削り、同項第17号を同項第16号とし、同項第18号を同項第17号とし、同項第19号を同項第18号とし、同項第20号を削り、同項第21号を同項第19号とし、同項第22号から第29号までを2号ずつ繰り上げる。

第75条中「次の各号に掲げる事務を行うところとする」を「地方事務所の設置に関する条例に規定するところにより、知事の権限に属する事務を分掌するとともに、地域における県行政の総合的な調整を図るところである」に改め、同条各号を削る。

第76条中「地方自治法施行規程第13条及び出先機関の統合等に関する条例第1条の規定に定める」を「地方事務所の設置に関する条例に規定する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方事務所の設置に関する条例第3条の規定により、県税に関する事務のうち県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、軽油引取税並びにゴルフ場利用税に関するものに係る管轄区域は、別表第4の2のとおりとする。

第77条第1項中「福祉課」を削り、同条第3項第23号を同項第24号とし、同項第17号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、同項第16号中「(国際関係に関することに限る。)」を削り、同号を同項第17号とし、同項第15号を同項第16号とし、同項第14号を同項第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

(4) 青少年の育成及び保護に関すること。

第77条第4項第1号中「環境の保全」を「地球温暖化対策」に改め、同項第4号を同項第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) 自然保護及び自然公園に関すること。

(6) 環境影響評価に関すること。

第77条第4項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 水環境、大気環境等の保全に関すること。

第77条第5項第4号中「免許証」を「免税証」に改め、同条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

第2章第2節第10款の3中第81条の6を第81条の14とし、第81条の5を第81条の13とし、同款を第10款の5とする。

第2章第2節第10款の2中第81条の4を第81条の12とし、第81条の3を第81条の11とし、第81条の2を第81条の10とし、同款を第10

款の4とする。

第81条第1項中「長野県福祉事務所設置条例」を「保健福祉事務所の設置に関する条例」に、「別表第6」を「別表第6の3」に改め、同条第2項中「地方事務所」を「保健福祉事務所」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保健福祉事務所の設置に関する条例第6条の規定により、生活保護及び中国残留邦人等の支援に関する事務に係る長野県佐久福祉事務所の管轄区域には、小県郡を含むものとする。

第2章第2節第10款中第81条を第81条の9とし、第80条を第81条の8とし、同款を第10款の3とし、同節第9款の2の次に次の2款を加える。

第10款 保健福祉事務所

(業務)

第80条 保健福祉事務所は、保健福祉事務所の設置に関する条例に規定するところにより、保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び社会保障に関する事務を行うところである。

(名称、位置及び管轄区域)

第81条 保健福祉事務所の名称、位置及び管轄区域は、保健福祉事務所の設置に関する条例に規定するところにより、別表第6のとおりである。

2 前項の規定にかかわらず、保健福祉事務所の設置に関する条例第6条の規定により、生活保護及び中国残留邦人等に対する支援に関する事務に係る長野県佐久保健福祉事務所の管轄区域には、小県郡を含むものとする。

(支所)

第81条の2 保健福祉事務所に、保健福祉事務所の設置に関する条例に規定するところにより、支所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	担当区域
長野県飯田保健福祉事務所 阿南支所	下伊那郡阿南町	飯田市のうち上村、南信濃和田、南信濃八重河内、南信濃南和田及び南信濃木沢の区域 下伊那郡のうち阿南町、壳木村、天龍村及び泰阜村

2 支所は、保健福祉事務所の事務のうち、次の各号に掲げる事務を行うところとする。

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 感染症に関すること。
- (3) 生活習慣病の保健指導に関すること。
- (4) 母子保健及び歯科保健に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること（福祉課及び福祉事務所の業務を除く。）。
- (6) 難病その他の特殊な疾病により療養している者の保健に関すること。

(内部組織)

第81条の3 保健福祉事務所に、その事務を分掌させるため、総務課、健康づくり支援課、食品・生活衛生課、検査課（長野県松本保健福祉事務所及び長野県長野保健福祉事務所に限る。）及び福祉課を置く。

2 総務課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 庶務及び会計に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉に関する行政の企画及び調整に関するこ

と。

- (3) 医療に関すること。
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に関すること。
- (5) 地域保健に関する思想の普及高揚及び衛生教育に関すること。
- (6) 人口動態統計及び保健統計に関すること。
- (7) 公共医療事業に関すること。
- (8) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士に関すること。
- (9) 保健所運営協議会の庶務に関すること。
- (10) 所内の他課の所管に属さないこと。

3 健康づくり支援課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 感染症に関すること。
- (3) 生活習慣病に関すること。
- (4) 母子保健及び歯科保健に関すること。
- (5) 栄養の指導及び調査に関すること。
- (6) 原子爆弾被爆者の健康管理等に関すること。
- (7) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること（福祉課及び福祉事務所の業務を除く。）。
- (8) 難病その他の特殊な疾病により療養している者の保健に関すること。
- (9) 感染症診査協議会の庶務に関すること。
- (10) 第5項第1号に掲げる事務（長野県松本保健福祉事務所及び長野県長野保健福祉事務所を除く。）

4 食品・生活衛生課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) 狂犬病予防その他獣医衛生に関すること。
- (3) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (4) 生活衛生営業に関すること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (6) そ族昆虫の駆除その他環境衛生に関すること。
- (7) 薬事、毒物、劇物、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、生薬、温泉、有害物及び血液に関すること。
- (8) 墓地及び火葬場に関すること。

5 検査課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 感染症予防及び一般疾病予防に係る検査に関すること。
- (2) 衛生上の検査及び公害に係る検査に関すること。

6 福祉課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 民生委員に関すること。
- (2) 社会福祉法人に関すること。
- (3) 生活保護に関すること
- (4) 低所得者の更生援護に関すること。
- (5) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (6) 高齢者の福祉及び介護保険に関すること。
- (7) 未帰還者、その留守家族、引揚者等に関すること。
- (8) 死没者の公報、遺骨、遺留品、弔慰料等に関すること。
- (9) 旧軍人、軍属等の恩給等に関すること。
- (10) 戦傷病者、戦没者遺族等に関すること。
- (11) 戦没者の叙位及び叙勲に関すること。
- (12) 児童福祉に関すること。
- (13) 母子、寡婦及び父子の福祉に関すること。
- (14) 配偶者からの暴力を受けた者の相談に関すること。

- (15) 障害者の福祉に関すること。
- (16) 福祉のまちづくりに関すること（建築物及び路外駐車場に関するものを除く。）。
- (17) 福祉事務所に関すること。

第10款の2 保健所

(業務)

第81条の4 保健所は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条に規定するところにより、公衆衛生の向上及び増進を図るための事務を行うところである。

(名称、位置、管轄区域等)

第81条の5 保健所の名称、位置及び管轄区域は、保健福祉事務所の設置に関する条例に規定するところにより、別表第6の2のとおりである。

2 保健所は、保健福祉事務所に付置する。

(支所)

第81条の6 保健所に、保健福祉事務所の設置に関する条例に規定するところにより、支所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	担当区域
長野県飯田保健所阿南支所	下伊那郡阿南町	飯田市のうち上村、南信濃和田、南信濃八重河内、南信濃南和田及び南信濃木沢の区域 下伊那郡のうち阿南町、壳木村、天龍村及び泰阜村

2 支所は、保健所の事務のうち、次の各号に掲げる事務を行うところとする。

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 感染症に関すること。
- (3) 生活習慣病の保健指導に関すること。
- (4) 母子保健及び歯科保健に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること（保健福祉事務所福祉課及び福祉事務所の業務を除く。）。
- (6) 難病その他の特殊な疾病により療養している者の保健に関すること。

(内部組織)

第81条の7 保健所に、その事務を分掌させるため、総務課、健康づくり支援課、食品・生活衛生課及び検査課（長野県松本保健所及び長野県長野保健所に限る。）を置く。

2 総務課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療に関すること。
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に関すること。
- (3) 地域保健に関する思想の普及高揚及び衛生教育に関すること。
- (4) 人口動態統計及び保健統計に関すること。
- (5) 公共医療事業に関すること。
- (6) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士に関すること。
- (7) 保健所運営協議会の庶務に関すること。
- (8) 所内の他課の所管に属さないこと。

3 健康づくり支援課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 感染症に関すること。

- (3) 生活習慣病に関すること。
- (4) 母子保健及び歯科保健に関すること。
- (5) 栄養の指導及び調査に関すること。
- (6) 原子爆弾被爆者の健康管理等に関すること。
- (7) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること（保健福祉事務所福祉課及び福祉事務所の業務を除く。）。
- (8) 難病その他の特殊な疾病により療養している者の保健に関すること。
- (9) 感染症診査協議会の庶務に関すること。
- (10) 第5項第1号に掲げる事務（長野県松本保健所及び長野県長野保健所を除く。）

4 食品・生活衛生課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) 狂犬病予防その他獣医衛生に関すること。
- (3) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (4) 生活衛生営業に関すること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (6) そ族昆虫の駆除その他環境衛生に関すること。
- (7) 薬事、毒物、劇物、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、生薬、温泉、有害物及び血液に関すること。
- (8) 墓地及び火葬場に関すること。

5 検査課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 感染症予防及び一般疾病予防に係る検査に関すること。
- (2) 衛生上の検査及び公害に係る検査に関すること。

第110条第1項中「医務部」の次に「、リハビリテーション療法部」を加え、同条第4項第2号中「、臨床検査並びに診療放射線の照射」を「並びに臨床検査」に改め、同項第3号中「機能訓練」を「診療放射線の照射」に改め、同項第4号を削り、同条第7項中「及び医務部」を「、医務部及びリハビリテーション療法部」に改め、同項の表中

医 務 部	理学療法科	第4項第3号の事項	を
	作業療法科		
	言語聴覚療法科		
	義肢装具科	第4項第4号の事項	

医 務 部	放射線技術科	第4項第3号の事項	に改め、
リハビリテーション療法部	理学療法科	第5項第1号の事項	
	作業療法科		
	言語聴覚療法科	第5項第2号の事項	
義肢装具科			

同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 リハビリテーション療法部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 機能訓練に関すること。
- (2) 義肢装具の製作及び修理に関すること。

第117条を次のように改める。

第117条 削除

第2章第2節第28款を次のように改める。

第28款 削除

第127条から第130条まで 削除

第134条中「保健師及び」を削る。

第135条中「長野市」を「伊那市」に改める。

第136条を次のように改める。

第136条 削除

第149条第1項中「環境保全部」を「水・土壌環境部、大気環境部」に、「及び保健衛生部」を「、感染症部及び食品・生活衛生部」に改め、同条第4項中「環境保全部」を「水・土壌環境部」に改め、同項第6号から第9号までを削り、同条第7項中「保健衛生部」を「感染症部」に改め、同項第4号から第9号までを削り、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 大気環境部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大気環境保全の調査研究に関すること。
- (2) ダイオキシン類等化学物質の試験検査に関すること。
- (3) 騒音、振動及び悪臭の試験検査に関すること。
- (4) 放射能及び電磁波の試験検査に関すること。

第149条に次の1項を加える。

9 食品・生活衛生部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 食品、食品添加物、食品器具及び容器包装の試験検査に関すること。
- (2) 食品の安全性の検査に関すること。
- (3) 栄養学的試験検査に関すること。
- (4) 医薬品、生薬等の試験検査に関すること。
- (5) 毒物及び劇物の試験検査に関すること。
- (6) 室内環境及び家庭用品の試験検査に関すること。

第157条第1項中「情報技術部門」を「環境・情報技術部門」に改め、同条第5項第4号中「半導体」を「通信技術」に改め、同条第6項中「情報技術部門」を「環境・情報技術部門」に改め、同項第2号中「高周波通信技術及び組み込みシステム開発」を「環境技術」に改め、同条第8項の表以外の部分中「情報技術部門」を「環境・情報技術部門」に改め、同項の表中

「	情報技術部門	情報システム部	を
		通信基盤部	
		人間生活科学部	

「	環境・情報技術部門	情報システム部	に改める。
		環境技術部	
		人間生活科学部	

第173条第4項の表中

「	野菜花き実科 畜産実科 中信農業実科	長野市 塩尻市 塩尻市	を

「	野菜花き実科 畜産実科	塩尻市 塩尻市	に、

「	野菜花き研究科 畜産研究科 中信農業研究科	長野市 塩尻市 塩尻市	を

「	野菜花き研究科 畜産研究科	塩尻市 塩尻市	に改める。

第2章第2節第47款の款名を次のように改める。

第47款 農業試験場

第180条各号列記以外の部分中「長野県農業総合試験場」を「長野県農業試験場」に改め、同条第1号中「長野県農業総合試験場、長野県農事試験場」を「長野県農業試験場」に改め、「長野県中信農業試験場」を削り、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 主要作物に関する専門的な試験研究に関すること。

第181条中「長野県農業総合試験場」を「長野県農業試験場」に改める。

第182条第1項中「長野県農業総合試験場」を「長野県農業試験場」に、「企画調整部、環境保全部、経営情報部、機械施設部及びバイオテクノロジー部」を「企画経営部、知的財産管理部、作物部、育種部及び環境部並びに試験地」に改め、同条第3項中「企画調整部」を「企画経営部」に改め、同項に次の3号を加える。

- (3) 農業経営についての調査研究に関すること。
- (4) 農業に関する情報の収集及びその利用技術の調査研究に関すること。
- (5) 野生鳥獣の農作物被害防止の調査研究に関すること。

第182条第5項から第7項までを削り、同条第4項中「環境保全部」を「環境部」に改め、同項第2号を同項第5号とし、同項第1号を同項第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 主要作物の病虫害防除の試験研究に関すること。
- (2) 主要作物の病虫害の発生予察に関すること。
- (3) 主要作物の土壌及び肥料の試験研究に関すること。

第182条第4項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 知的財産管理部は、農業に関する知的財産の管理及び活用に関する事務をつかさどる。

5 作物部は、主要作物の栽培の試験研究に関する事務をつかさどる。

6 育種部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 主要作物の品種改良の試験研究に関すること。
- (2) 主要作物の原原種苗の生産に関すること。

第182条に次の1項を加える。

8 試験地の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
長野県農業試験場原村試験地	諏訪郡原村

第2章第2節第47款の2の款名を削り、第183条から第185条までを次のように改める。

第183条から第185条まで 削除

第187条の2第1項中「病虫害土壌肥料部」を「環境部」に改め、同条第2項中「鮮度保持」を「流通」に改め、同条第4項中「病虫害土壌肥料部」を「環境部」に改め、同項第1号中「病虫害」を「病虫害防除」に改める。

第187条の4中「長野市」を「塩尻市」に改める。

第187条の5の表に次のように加える

長野県野菜花き試験場北信支場	長野市
----------------	-----

第187条の6第1項中「野菜部」の次に「環境部及び畑作物種部を置き、長野県野菜花き試験場北信支場に」を加え、「菌茸(たけ)部及び病害虫土壌肥料部」を「及び菌茸(たけ)部」に改め、同条第3項中「鮮度保持」を「流通」に改め、同条第7項を削り、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「栽培」の次に「及び流通」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 環境部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 野菜、花き及び特用作物の病害虫防除の試験研究に関すること。
- (2) 野菜、花き及び特用作物の病害虫の発生予察に関すること。
- (3) 野菜、花き及び特用作物の土壌及び肥料の試験研究に関すること。

5 畑作物種部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 畑作物の品種改良の試験研究に関すること。
- (2) 畑作物の原原種苗の生産に関すること。

第187条の9第1項中「酪農部、肉用牛部」を「酪農肉用牛部」に改め、同条第3項中「酪農部」を「酪農肉用牛部」に改め、同項第1号及び第2号中「乳用牛」を「牛」に改め、同項第3号中「乳用牛」を「肉用牛の種畜及び牛の精液」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第2章第2節第49款を削る。

第2章第2節第49款の2中第191条を第188条とし、第191条の2を第189条とする。

第191条の3第1項中「栽培部及び病害虫土壌肥料部」を「及び栽培部」に改め、同条第3項に次の3号を加える。

- (3) 作物の病害虫防除の試験研究に関すること。
- (4) 作物の病害虫の発生予察に関すること。
- (5) 作物の土壌及び肥料の試験研究に関すること。

第191条の3第4項を削り、同条を第190条とし、第2章第2節第49款の2中同条の次に次の1条を加える。

第191条 削除

第49款の2を第49款とする。

第220条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、建設業者の指導及び監督に関する事務に係る長野県松本建設事務所及び長野県長野建設事務所の管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	管轄区域
長野県松本建設事務所	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
長野県長野建設事務所	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡

第220条に次の1項を加える。

4 長野県飯田建設事務所に長野県下伊那南部建設事務所を付置し、その名称、位置及び担当区域は次の表のとおりとする。

名称	位置	担当区域
長野県下伊那南部建設事務所	下伊那郡 天龍村	飯田市のうち上村、南信濃和田、南信濃八重河内、南信濃南和田及び南信濃木沢の区域 下伊那郡のうち天龍村

第221条第1項中「総務課」の次に「(長野県下伊那南部建設事務所を除く。)、維持管理課(長野県下伊那南部建設事務所及び長野県北信建設事務所を除く。)」を加え、同条第2項の表を次のように改める。

左欄	右欄
長野県佐久建設事務所	用地課
長野県上田建設事務所	用地課
長野県諏訪建設事務所	用地課 流域下水道課
長野県伊那建設事務所	用地課
長野県飯田建設事務所	用地課
長野県木曾建設事務所	用地課
長野県松本建設事務所	計画調査課 用地課
長野県安曇野建設事務所	公園下水道課
長野県大町建設事務所	用地課
長野県長野建設事務所	計画調査課 用地課
長野県北信建設事務所	用地課

第221条第3項第1号中「(長野県下伊那南部建設事務所にあつては庶務に関することに限る。)」を削り、同項第2号中「(長野県下伊那南部建設事務所を除く。)」を削り、同項第3号中「長野県下伊那南部建設事務所」を「長野県安曇野建設事務所、長野県千曲建設事務所及び長野県須坂建設事務所」に改め、同条第5項第1号中「こと」の次に「(長野県松本建設事務所及び長野県長野建設事務所にあつては土木工事の計画及び調査に関するものを除く。)」を加え、同項第2号及び第3号中「こと」の次に「(長野県松本建設事務所及び長野県長野建設事務所を除く。)」を加え、同項第4号及び第5号中「に限る」を「及び長野県北信建設事務所に限る」に改め、同項第6号中「長野県南佐久建設事務所、」を削り、「長野県須坂建設事務所及び長野県飯山建設事務所」を「及び長野県須坂建設事務所」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 計画調査課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 土木工事の計画及び調査に関すること。
- (2) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の指定に関すること。
- (3) 市町村土木工事の技術に関すること。

第2章第2節第57款の2中第221条の4を第221条の5とし、第221条の3を第221条の4とし、第221条の2を第221条の3とし、第2章第2節第57款中第221条の次に次の1条を加える。

(建設事務所の付置機関)

第221条の2 次の表の左欄に掲げる建設事務所に、それぞれ右欄に掲げる付置機関を置く。



左欄	右欄
長野県佐久建設事務所	長野県佐久建設事務所佐久北部事務所
長野県北信建設事務所	長野県北信建設事務所中野事務所 長野県北信建設事務所飯山事務所

2 前項の表の右欄に掲げる付置機関の名称、位置及び担当区域は次の表のとおりとする。

名称	位置	担当区域
長野県佐久建設事務所佐久北部事務所	佐久市	小諸市 佐久市 北佐久郡
長野県北信建設事務所中野事務所	中野市	中野市 下高井郡のうち山ノ内町
長野県北信建設事務所飯山事務所	飯山市	飯山市 下高井郡のうち木島平村及び野沢温泉村 下水内郡

3 第1項の表の右欄に掲げる付置機関に、その事務を分掌させるため、維持管理課を置く。

4 維持管理課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 土木施設の管理に関する事。
- (2) 砂利採取及び採石に関する事。
- (3) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の取締りに関する事。
- (4) 水防作業及び水防団に関する事。
- (5) 雨量及び水位の観測に関する事。

第235条中「課」を「局、課」に改める。

附則第4条を削る。

別表第4の長野県佐久地方事務所の項中「南佐久郡」を「小諸市 佐久市 南佐久郡」に改め、同表中

小県郡
諏訪郡
上伊那郡
下伊那郡
木曾郡
東筑摩郡
北安曇郡

を

上田市 東御市 小県郡
岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
飯田市 下伊那郡
木曾郡
松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
大町市 北安曇郡

に改め、同表の長

野県長野地方事務所の項中「埴科郡」を「長野市 須坂市 千曲市 埴科郡」に改め、同表の長野県北信地方事務所の項中「下高井郡」を「中野市 飯山市 下高井郡」に改める。

別表第4の次に次の別表を加える。

(別表第4の2)(第76条関係)

1 県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に関する事務に係る管轄区域

名称	管轄区域
長野県長野地方事務所	長野県の全域

2 軽油引取税及びゴルフ場利用税に関する事務に係る管轄区域

名称	管轄区域
長野県佐久地方事務所	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
長野県上伊那地方事務所	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 木曾郡 上伊那郡 下伊那郡
長野県松本地方事務所	松本市 岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長野県長野地方事務所	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡 下高井郡 下水内郡

別表第6中「第81条関係」を「第81条の9関係」に、

「中野市」を「飯山市」に改め、同表を別表第6の3とし、

別表第5の次に次の別表を加える。

(別表第6)(第81条関係)

保健福祉事務所

名称	位置	管轄区域
長野県佐久保健福祉事務所	佐久市	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
長野県上田保健福祉事務所	上田市	上田市 東御市 小県郡
長野県諏訪保健福祉事務所	諏訪市	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
長野県伊那保健福祉事務所	伊那市	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
長野県飯田保健福祉事務所	飯田市	飯田市 下伊那郡
長野県木曾保健福祉事務所	木曾郡 木曾町	木曾郡
長野県松本保健福祉事務所	松本市	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
長野県大町保健福祉事務所	大町市	大町市 北安曇郡
長野県長野保健福祉事務所	長野市	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡
長野県北信保健福祉事務所	飯山市	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡